

流山市農業委員会
平成22年第11回
総会議事録

平成22年11月29日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成22年第11回総会議事録

1 期 日 平成22年11月29日（月）

2 場 所 流山市ケアセンター第1研修室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員（16名）

1 番 水野 敬久	2 番 藤井 俊行
3 番 坂巻 忠志	4 番 中村 敏則
5 番 大作 榮	6 番 根本 隆
7 番 小林 常男	8 番 須郷 英夫
9 番 水代 啓司	10 番 渋谷 辰夫
11 番 戸部 源房	12 番 秋間 高義
13 番 石井 勇	14 番 大塚 侃
15 番 吉田 松衛	16 番 高市 正義

5 欠席委員（0名）

6 書記名 副主査 岡田 敏夫

7 事務局 局長 池田 孝
次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

8 会議目次

- (1) 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）…………… 2
- (2) 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）…………… 4
- (3) 議案第51号 農用地利用集積計画の決定について…………… 7
- (4) 議案第52号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について……13
- (5) 報告第27号 合意解約の通知について…………… 2、14
- (6) 報告第28号 専決処理の報告について……………14

開会 午後3時02分

高市議長 それでは定刻ちょっと過ぎましたけれども、これから農業委員会を開催いたします。大変陽気の方もですね、寒くなってまいりましたけれども、十分身体には気を付けていただきたいと思います。今年もあと残すところ一か月しかございませんので、十二分に注意をなさっていただきたいと思います。また、今朝ほどの読売新聞によりますと、農業後継者が大分減っているということでございまして、高齢化や後継者難に歯止めがかからない状況のようでございます。

それでは、ただ今から平成22年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。15番、吉田委員、1番、水野委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。本日の会議の書記として岡田副主査を任命いたします。

(午後3時05分 戸部委員入室)

高市議長 次に本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第49号の「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」から、議案第52号の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」までの4議案について御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第27号の「合意解約の通知について」から、報告第28号の「専決処理の報告について」までの2項目について御報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

次に、今月の担当委員長であります渋谷委員長から、体調が不調である旨の申出があり、今月の委員長報告は、大作副委員長が行いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第49号

農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年11月29日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月は、1件でございます。

初めに申請者でございますが、権利者は市内にお住まいの方で、職業は兼農でございます。次に申請のあった土地でございますが、申請地は流山市木の畑、1筆、160㎡でございます。

申請事由につきましては、農業経営の維持を図るため農地を取得しようとするものでございます。

議案案内図は1ページと2ページでございます。

この議案第49号につきましては以上でございますが、今月の報告事項の中に本案に関連いたしました事項がございますので、恐れ入りますが、議案書の18ページと議案案内図の20ページをお開きいただきまして、報告第27号の御報告もここでさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議案書の18ページを御覧いただきたいと思っております。

報告第27号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成22年11月29日報告

流山市農業委員長 高市 正義

通知がありました土地は、流山市木の畑、2筆、356㎡でございます。

平成22年10月1日付けで、合意解約したため通知があったものでございます。報告第27号については、以上でございます。

次に、この3条と合意解約の関係でございますが、今回の3条の権利者と合意解約の借受人、また、3条の義務者と合意解約の貸付人は同じ方でございます。

権利者の方は義務者の方から畑、356㎡を借りて今まで耕作を続けてきたというものでございますが、ここで、この土地の返還について話がされたものでございます。

その結果、合意解約にありますとおり、今まで借りていた畑、356㎡の土地を地主に返還することになり、その代わりに、耕作権に相当する部分として、今まで借りていた畑の内の一部、160㎡を3条により取得したいというものでございました。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作副委員長。

大作副委員長 議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）」御報告いたします。

今月の案件は市許可の1件であります。

本案につきましては、現地調査と関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

この主な内容であります。まず、申請事由といたしましては、農業経営の維持を図るためということでありました。

次に、申請に至った経緯などについてお聞きいたしました。

まず、申請に至った経緯ですが、申請地は、権利者のお宅の西側に位置し、今まで義務者から借受地として耕作を行ってきた農地であります。流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業区域内に位置し、平成15年頃から造成工事が開始されたことにより耕作ができない状況となってしまうところでありました。

さらに、区画整理事業者から仮換地先の指定を受けるため、借地権・耕作権などの権利がついている土地については整理するよう義務者に対し要請があったことから、義務者より10年前頃から権利者に対し、申請地の返還が求められていたとのことでありました。

ここで、農地の耕作権の一部を地主に返還し、底地を取得することに協議が整ったところであり、移転原因としては、耕作権と底地との等価交換によるものであります。

今回取得される畑には、葉物の野菜を作付けするものでございます。

次に、申請者の営農状況であります。権利者の耕作面積は約0.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2人でございます。

経営耕地のうち、田以外の農地は、区画整理事業区域内に位置していることから造成中であり、耕作ができない状況であります。造成工事が完了後、申請地を含め、引続き耕作を続けていきたいということでありました。

また、今回申請の農地及び本年6月申請許可の農地について可能であれば、農業経営の合理化のため、農地を集約するための仮換地変更申請を区画整理事業者に対し申し出をしたいとのことでございました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

11番(戸部委員) これは等価交換ということのようですが、そうしますと耕作権との等価交換ということですね。そうしますとこれはその差はゼロになってくるわけですね。そういう意味でいいんですか。

吉田次長 おっしゃるとおりでございます。

11番(戸部委員) 耕作権というのは一般的には大体どのくらいのパーセンテージで考えているんですか。

吉田次長 特に定まっているものはございませんが、一般的には半々くらいが多いのではないのかなと思っております。

11番(戸部委員) 分かりました。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第49号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第49号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページでございます。

議案第50号

農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）
農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年11月29日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条許可申請は、一時転用によるものが1件でございます。

初めに申請者でございますが、権利者は野田市で土木建築工事業を営んでおります。

次に、申請のあった土地でございますが、申請地は流山市深井新田の田、3筆で申請面積は333㎡でございます。

転用目的につきましては、土砂等の利用による農地造成でございます。

議案案内図につきましては3ページと4ページでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作副委員長。

大作副委員長 議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」御報告いたします。

今月の一時転用は、1件で、本案については、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

初めに、転用目的であります。申請地は、野田市との市境に近く、道路及び自宅への進入通路に囲まれた田であり、稲作を続けてきたところでありますが、水捌けが悪く湿地状態でもあり、大型機械が入らないことから農地造成を行い、畑へ改良しようとするものであります。

権利者は、土木工事業を営んでおりました。主な事業実績といたしましては、流山市西深井にあります工業団地の南側に位置する水田、約18ヘクタールや松戸市などで農地造成を行った事業所であります。

次に、事業計画の概要であります。埋立て面積は、333㎡で、表土から70cmから80cmを掘削し、土砂を入れ、埋め立て工事は天地返しで行い、搬入する土砂は、東京の港区虎ノ門の都市開発現場から発生する土砂4,500㎡のうち、248㎡を使用するとのことあります。

なお、この土砂の安全性につきましては、地質調査が行われ、確認されております。また、搬入にあたっての運搬ルートにつきましても、関係課と協議がなされております。

次に、埋め立て期間等についてですが、工事期間は、許可後から2か月間を予定しており、農地造成後は、季節物の野菜の作付けが計画されておりました。

また、申請地は、野田南部土地改良区が所管する農地であることから、協

議を行ったところ、事務手続きの必要はないとのことでした。

最後に、他法令の関係につきましては、埋立て面積が、500㎡以下のため、「流山市の土砂等の埋立て条例」には該当しませんが、権利者から農業委員会に農地埋立てに係る事前協議申請が提出され、関係各課からの意見について協議が整った旨の報告書が提出されております。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている、「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

12番(秋間委員) 道がちょっと狭いようなんですけれども、土砂等の運搬の搬入ルートというのはどういうところを通って来るのかということと、1日に何トン車が何台くらい来るのかということと、量はあまり多くはないと思うんですが、それから交通安全対策はどうなっているのか、お聞きいたします。

大作副委員長 まず、搬入車両につきましては、4トン車と伺っております。東京、港区の工事現場から高速道路を通りまして流山インターを降りまして、それから目的地の深井新田地先に搬入するという手筈になっております。搬入台数につきましては、1日当たり10台程度ということを伺っております。

吉田次長 交通安全対策につきましては、事故等の発生も考えられますので、搬入については9時以降にしたいと申しておりました。また、工事の際には、近隣の住民の方々にも御説明しながら工事を進めていきたいというお話でございました。

11番(戸部委員) 近隣との高低差はどうなっているのでしょうか。埋め立てるとですね、雨のときに洪水とか発生する恐れがありますので、その辺はどうなっているのでしょうか。

山口次長補佐 道路からの高さなんですけれども、現在、田の方が道路よりも約70cmほど低くなっております。そこに残土約248㎡を入れまして、大体道路よりも若干上がる高さになっております。この点については、道路管理課との事前協議の中で、埋め立て後、農地から道路に土砂が流れ出さないようにという指摘がありまして、法面処理につきましても適切に行うよう

指導いたしまして調整ができております。従いまして、周りの道路には土砂は流出いたしません。そういう計画になっております。

11番（戸部委員）道路のほかは大丈夫ですか。

山口次長補佐 そのほか近隣の農地はすべて義務者の農地になっておりますので、近隣農地への影響はございません。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第50号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第50号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第51号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページを御覧いただきたいと思います。

議案第51号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成22年11月29日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月は、新規によるものが20件、更新によるものが8件、合計で28件の諮問がございました。

初めに新規によるものでございます。

まず、1番でございますが、次の2番と3番につきましても、権利者が同じ方でございますので、1番から3番までは一括して御説明させていただきます。

利用権を設定する土地につきましては、流山市西深井並びに平方と中野久木にございます農地で、1番から3番までの3件の合計は、田、6筆で5,620㎡でございます。

議案案内図につきましては、5ページから7ページでございます。

次に、4番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市平

方の田、1筆で1,031㎡でございます。

議案案内図は、6ページでございます。

次に、5番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の田、合計4筆で2,742㎡でございます。

議案案内図につきましては、5ページでございます。

次に、6番でございますが、この後の7番から議案書の10ページにございます20番までにつきましては、権利者が同じ方でございますので、6番から20番までは一括して御説明させていただきます。

利用権を設定する土地につきましては、流山市南並びに小屋、北、上新宿新田、中野久木にございます、田、15筆で12,631㎡と、南並びに上新宿新田にございます、畑、28筆で8,322㎡でございます。

以上、6番から20番までの15件の合計は、43筆で20,953㎡でございます。

議案案内図につきましては、7ページから14ページでございます。

続きまして、11ページにございます21番からは、更新によるものでございます。

まず、21番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市西深井の田、1筆で1,021㎡でございます。

議案案内図につきましては、15ページでございます。

次に、22番でございますが、利用権を設定しようとする土地は、流山市下花輪の畑、合計3筆で622㎡でございます。

議案案内図につきましては、16ページでございます。

次に、23番でございますが、この後の議案書の12ページにございます24番から議案書の13ページにございます28番までにつきましては、権利者が同じ方でございますので、23番から28番までは一括して御説明させていただきます。

利用権を設定する土地につきましては、流山市平方にございます農地で、23番から28番までの6件の合計は、畑、8筆で4,117㎡でございます。

議案案内図につきましては、17ページでございます。

以上、新規と更新の合計といたしましては、28件、66筆、36,106㎡でございます。

引き続き、新規の掘り起こし並びに更新につきまして、御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

大作副委員長。

大作副委員長 議案第51号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが20件、更新によるものが8件であります。

最初に新規の1番から3番については権利者が同じ方でございますので、一括して報告いたします。

権利者の職業は農業で年齢は64歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約2.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

次に現地の状況ですが、対象農地は田のため稲刈り後の状況でありました。

本件については、賃借料は物納で3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、4番であります。権利者の職業は、農業で年齢は76歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約1.4ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含め4名であります。

現地の状況ですが、対象農地は田のため稲刈り後の状況でありました。

本件については、賃借料は物納で3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、5番であります。権利者の職業は、農業で年齢は68歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約2.7ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含め3名であります。

現地の状況ですが、対象農地は田のため、稲刈り後の状況でありました。

本件については、賃借料は物納で10年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、6番から20番については権利者が同じ方でございますので、一括して報告いたします。権利者の職業は、農業で年齢は51歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約0.5ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含め4名であります。

現地の状況ですが、田は稲刈り後の状況で、畑は小松菜、葱、大根、ホウレン草などが作付けされた状況でありました。

本件については、賃借料は物納又は現金で、利用権設定期間は3年から6年の期間を新たに設定しようとするものであります。

次に、更新分の21番であります。権利者の職業は農業で年齢は64歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約2.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め3名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地は田で、稲刈り後の状況でございました。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き3年間の貸借を継続するため更新をしようとするものであります。

次に、22番であります。権利者の職業は農業で年齢は82歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約0.9ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名であります。

現地の状況ですが、対象農地は畑で、ホウレン草、里芋、葱の苗が作付けされた状況で適正な管理が行われておりました。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き3年間の貸借を継続するため更新をしようとするものであります。

次に、23番から28番については権利者が同じ方でございますので、一括して報告いたします。権利者の職業は、農業で年齢は40歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約0.7ヘクタールで、農業従事者は、権利者を含め4名であります。

現地の状況ですが、対象農地は畑で、耕起が行われた状況で適正な管理が行われておりました。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引続き6年間の貸借を継続するため更新をしようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

なお、本案のうち5番については、石井委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、石井委員に退席を願い、先に審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

高市議長 これより、本案のうち5番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第51号のうち5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第51号のうち5番については、原案のとおり決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(石井委員入室)

高市議長 次に、本案のうち5番を除く1番から28番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いします。

11番(戸部委員) 特に今回の場合、新規の案件が大量に20件もあるということですが、貸した主な理由がお分かりでしたらお願いします。

それから、6番から20番までの案件については同じ方が権利者でございますが、個別に当たってはこれだけ成立することはなかなか困難であっただろうと思えますけれど、借りるに当たって何らかの処置があったのでしょうか。現在、遊休農地を調査しておりますが、今後のこともありますので参考にお聞かせ願えればと思えます。

吉田次長 まず、1点目の貸した理由ということでございますが、様々な理由があろうかとは思いますが、主な理由といたしましては、高齢化とか人出不足ということで耕作者がいないということが、今回だけに限らずあろうかと思われます。また、今回新規につきましては20件ございますが、6番から20番までの権利者につきましては同じ方でございます。この方につきましては、昨年利用集積の申し出が2件出ております。その時、通常利用集積については小委員会でのヒアリングは行わないところでございますが、この方につきましては無農薬栽培ということもありまして、また、法的な手続きを経ないでほかにも多くの農地を借りているということもございましたので、この方をお呼びしまして小委員会での実情についてお聞きいたしました。そうしましたところ、実際のところ約3haほどの農地を借りて耕作しているというお話でございました。その中には手続きに協力してくれない地主さんもいるということをお話されておりましたが、大半が手続きを行っていないということが判明いたしましたので、小委員会での指導いたしまして、まず、手続きを行っていないもののリストを作りなさいということで、そのリストを事務局の方に上げてもらいました。そのリストに基づきまして地番、面積、所有者等を確認し、地主さんの方と話をいたしまして、正規の手続きをするよう指導をし、今回の諮問がまとまったものでございまして、今回件数が多くなった次第でございます。委員さんの御指導等もございまして、このよう

に進展したところでございます。

11番(戸部委員) そうしますと、事務局の方で権利者と地主さんの方をうまく取り持ったということですね。

吉田次長 そうです。

11番(戸部委員) そうすると、約3haほどあって今回は2分の1くらいですか。

吉田次長 今回の申請地の合計でいいますと、20,953㎡でございます。あと、冒頭でも申し上げましたが、昨年も利用集積を提出してございまして、7月に1,031㎡、翌8月に1,937㎡ということで、昨年約3,000㎡出ておりますので、今回の面積と合わせますと約24,000㎡になるかと思えます。

11番(戸部委員) そうすると、まだ残っているのがあるということですね。今後も引き続きそれを行っていくということですね。

吉田次長 そうです。中には地主さんの相続手続きが終了していない土地もあるようなこともお聞きしてございますので、それが終了した場合には残っている土地についても出てくる可能性もあるかと思われます。

11番(戸部委員) これにかこつけて言う訳でもないですが、今回、遊休農地の調査を行っていますよね。耕作がされていないとか著しく劣っているとか、その辺もある程度まとまったら今後も積極的に行っていくんですね。

吉田次長 先日の利用状況調査ありがとうございました。今回はまず新川耕地からということで、調査を行った訳でございますが、我々の認識不足もございまして、中には機械が使えない農地もある、耕作できる農地もあるということで、同じ遊休農地でも色々あるようでございます。その中で、ここならば機械も入れるし耕作していけると思われる農地につきましては、土地所有者からの意見等もお聞きいたしまして、利用集積に繋がるような農地については、それをどんどん活用して耕作を行っていただきたいというようにお願いをしていきたいと思っております。

11番(戸部委員) 分かりました。

1番(水野委員) 畑の賃借料というのは大体1反当たり20,000円ぐらいだと思っておりますが、そうしますと19番については、約1反5畝で60,000円ということでそこだけ高いんですが、何か理由があるのでしょうか。ほかは大体20,000円ぐらいなんです。余程いい畑なんですか。

吉田次長 ただ今の御質問でございますが、特段の事情はないものと思っておりますが、事務局の方でも特に理由は聞いておりません。権利者と義務者の話し合いの中で決まったものと思われます。

1番(水野委員) 数字の間違いではないんですね。

吉田次長 はい。

1番（水野委員）ほかと比べて倍近く違いますね。自由競争じゃしょうがないですね。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

（なしの声あり。）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号のうち5番を除く1番から28番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第51号のうち5番を除く1番から28番については、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第52号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

平成22年11月29日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は、2件でございます。

初めに1番でございますが、相続税の納税猶予の特例を受けている土地につきましては、流山市西深井にございます畑、合計6筆で3,070.43㎡でございます。

議案案内図につきましては、18ページでございます。

次に、議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

2番でございますが、相続税の納税猶予の特例を受けている土地につきましては、流山市西平井並びに鱈ヶ崎にございます田及び畑、合計16筆で5,119.45㎡でございます。

議案案内図につきましては、19ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作副委員長。

大作副委員長 議案第52号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本件につきましては、相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況の確認について松戸税務署から依頼があったものでありまして、今回は2件の現地調査を実施し、審議を行いました。

現地の状況であります。1番の農地につきましては、ホウレン草、春菊が作付けされ、他の畑につきましては、耕起が行われ、適正な管理が行われておりました。

次に、2番でございますが、現地では、西平井・鱈ヶ崎地区一体型特定土地区画整理事業の区域内であるため、造成工事が行われておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案の1番については、農地として適正に耕作されておりますことから、「現況地目どおり」として回答し、2番については、「区画整理事業区域内で造成中」として回答するという結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第52号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第27号「合意解約の通知について」は、議案第49号の議案説明に代えさせていただきます。

次に進みます。

高市議長 次に、報告第28号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 議案書の19ページでございます。

報告第28号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決

処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年11月29日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の10月分でございます、12件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が9件、駐車場が2件、店舗が1件でございました。

以上、12件、21筆、8,460.93㎡、地目別の内訳といたしましては、田、13筆、4,545.93㎡、畑、8筆、3,915㎡でございました。

次に議案書の21ページをお開きいただきたいと思っております。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の10月分でございます、全部で18件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が12件、共有物の分割が4件、贈与が1件、使用貸借が1件でございました。

また、転用目的別といたしましては、住宅用地が17件、駐車場が1件でございました。

以上、18件、24筆、4,935㎡、内訳は田が5筆957㎡、畑が19筆、3,978㎡でございました。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成22年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時59分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成22年11月29日

流山市農業委員会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員吉田 松衛.....

流山市農業委員会委員水野 敬久.....